**杵築市スポーツ振興奨励金交付要綱**

**(趣旨)**

**第1条　この要綱は、市民のスポーツの普及及び推進を図るため、全国大会、西日本大会、九州大会その他これらと同等の規模の大会（以下「大会等」という。）に出場する団体等に対し、杵築市スポーツ振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、杵築市補助金等交付規則（平成１７年杵築市規則第３７号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。**

**(交付対象者)**

**第2条　奨励金の交付を受けることができるものは、市民が所属する団体等のうち、次の各号のいずれかに登録したものとする。**

**(1)　スポーツ協会**

**(2)　スポーツ少年団**

**(交付の範囲)**

**第3条　前条に規定する団体等に所属する市民が、地方予選、成績等による選考を経て大会等に出場する場合に奨励金を交付する。**

**2　前項の規定による奨励金の交付は、団体等に所属する市民１人につき１年度内２回を上限とする。**

**(交付対象経費)**

**第4条　交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、大会等の出場者（引率者（大会等の参加申込書に記載することができる監督等とし、１名に限る。）及び選手、補欠要員等）の交通費及び宿泊費とする。ただし、スポーツ少年団等で監督等が引率できない場合は、代表の保護者１名を引率者とすることができる。**

**2　交通費については鉄道賃、船賃、航空賃等の公共交通機関とする。ただし、原則としてタクシーは除く。**

**3　宿泊費については、宿泊に要した経費とする。**

**4　他の補助金等を充当する場合については、充当額を収入として計上し、交付対象経費から当該補助金等額を除いた額を交付対象経費とみなすものとする。**

**(交付額及び交付率)**

**第5条　奨励金の交付額及び交付率は、別表のとおりとする。**

**(交付申請書)**

**第6条　奨励金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、杵築市スポーツ振興奨励金交付申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）に事業計画書、出場資格を証する書類及び大会要項等を添えて市長に提出するものとする。**

**(交付決定)**

**第7条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付を適当と認めたときは、杵築市スポーツ振興奨励金交付決定通知書（様式第２号）により、その旨を申請者に通知するものとする。**

**(実績報告)**

**第8条　申請者は、大会終了後１月以内に杵築市スポーツ振興奨励金実績報告書（様式第３号）（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。**

**(奨励金の支払)**

**第9条　市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金を支払うものとする。**

**(その他)**

**第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。**

**附　則**

**この告示は、平成２７年４月１日から施行する。**

**附　則**

**この告示は、平成３１年４月１日から施行する。**

**附　則**

**この告示は、令和４年４月１日から施行する。**

**別表（第５条関係）**

|  |  |
| --- | --- |
| **区　　分** | **交付額及び交付率** |
| **市内スポーツ少年団及びスポーツ協会加盟団体の県選抜チーム（中学生以下）** | **交通費及び宿泊費の50％とする。ただし、燃料費は除く。** |
| **九州大会及びこれらと同等の大会に出場する一般の団体** | **１大会につき　１人当たり3,000円** |
| **西日本大会及びこれらと同等の大会に出場する一般の団体** | **１大会につき　１人当たり5,000円** |
| **全国大会に出場する一般の団体** | **１大会につき　１人当たり10,000円** |

**備考**

**１　奨励金の交付対象は、大会等の参加申込書に記載できる者のうち市民のみと**

**する。ただし、大会等が県内で開催される場合は、前段の規定にかかわらず、**

**奨励金は交付しないものとする。**

**２　選手以外の大会要項等で認められている練習相手の奨励金の交付額又は交付**

**率は、選手に対する奨励金の交付額又は交付率に２分の１を乗じて得た額又は**

**率とする。この場合において、奨励金を交付する練習相手の人数は、１名に限**

**るものとする。**

**３　宿泊費は、１泊１万円を上限とする。**

**４　前泊又は後泊する場合の奨励金の交付率は、前日練習や開会式、閉会式等**

**の時間帯によりやむを得ないと認める場合は別表に定める宿泊費の交付率とし**

**開会式の時間帯から余裕を持つための宿泊と認める場合や大会等に敗退した後**

**に宿泊する場合等は別表に定める宿泊費の交付率に２分の１を乗じて得た率と**

**する。ただし、自己の都合による前泊又は後泊と認める場合は、奨励金は交付**

**しないものとする。**

**５　自家用車を使用する場合は、１台に５人乗車するものとして車賃を計算し、その車賃の計算は、市の旅費の規程により積算するものとする。**

**６　レンタカーを利用する場合の奨励金の交付率は、別表に定める交通費の交付率にかかわらず、50％とする。**

**７　ＪＲ料金については、２枚切符等の割引料金で積算し、指定及びグリーン料金は対象外とする。**

**８　バス料金については、インターネット等による料金証明で積算することができるものとする。**

**９　交通事情等によりバスで移動することができない場合は、事前に市長に確認し、タクシーを利用することができる。この場合において、奨励金の交付率は**

**別表に定める交付率に２分の１を乗じて得た率とする。**

**10　領収書については、単価、人数等の明細がわかるものを必ず添付しなければならない。**

**11　千円未満の端数が生じた場合、その端数は切捨てるものとする。**

（様式第１号）

杵築市スポーツ振興奨励金交付申請書

　　年　　月　　日

杵築市長　　　　　　　　　　殿

所　　属　　名

（団体名）

代　表　者　名　　　　　　　　　　印

連絡先（氏名）

（電話）

　　　年度　第　　　回　　　　　　　　　　　　大会に出場しますので、杵築市スポーツ振興奨励金交付要綱第６条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

記

１　奨励金交付申請額　　　　　　　　円

２　添付書類（任意様式）

　　事業計画書

　　大会要項

出場証明書

（様式第２号）

杵築市スポーツ振興奨励金交付決定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　殿

杵築市長　　　　　　　　　　　　印

　　年　　　月　　　日付けで申請のあった杵築市スポーツ振興奨励金については、杵築市スポーツ奨励金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり奨励金の交付を決定します。

記

１．奨励金交付決定額：　　　　　　　円

（様式第３号）

杵築市スポーツ振興奨励金実績報告書

　　年　　月　　日

杵築市長　　　　　　　　　　　殿

所　　属　　名

（団体名）

代　表　者　名　　　　　　　　　　　印

連絡先（氏名）

（電話）

　　　年度第　　　回　　　　　　　　　　　　大会に出場しましたので、杵築市スポーツ奨励金交付要綱第８条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

１　大会結果

２　添付書類（任意様式）

　　経費内訳

　　行程表

　　領収書等

　　請求書